

# 東洋史研究

第七十三卷 第三號 平成二十六年十二月發行

## 清初科道官の構成と定員

—— 定制への過程 ——

はじめに

第一章 清初六科の構成と定員

- 1、順治十五年までの漢缺給事中の設置と定員
- 2、印務の管掌と滿官の介入
- 3、六科における漢軍副理事官の設置と廢止
- 4、順治十五年における六科人員の削減
- 5、康熙年間における六科滿官の再設と滿漢官定員の再削減

第二章 清初の都察院の構成と監察御史の定員

- 1、都察院の言官の構成
- 2、ドルゴン攝政期の定員
- 3、順治帝親政期の定員の變遷
- 4、康熙朝期以後の定員及び科道官削減の影響

第三章 定員削減の原因

- 1、順治初年の定員削減の原因
  - 2、順治十八年における定員削減の原因
- おわりに

項 巧 鋒

## はじめに

明代以來、科道官<sup>①</sup>は官僚人事の面から言えば、翰林各官、吏部司官と同様に「清要の官僚」として、京堂、吏部尙書と内閣大學士へ昇進する最も重要な出所であった。行政の面では、六部は行政の主要な実務者であったが、科道官には條奏、彈劾や稽察などの手段を以って、六部の行政を監察する役割があった。さらに、科道官の建言は國家の政治制度を修正し、皇帝の行動を制約する権限すら保持していたとされる。

しかし、科道官<sup>②</sup>は、清代になってからも官僚システムの一部として、言官的機能と監察的機能とを有して存続してはいたが、順治の當初から既に冗員として、しばしば削減され、その清要な地位を失って、職掌も次第に無力化していった。既にその姿は明代のようなエリート官僚としての様相を呈することはなかった。清初の科道官の變容は、明清交替期における官僚政治の繼承と變遷の過程の中で、最も顯著なものであったと言える。

中國歴史學界における研究史では、科道制度を監察制度と稱することも多い。清代の監察制度については、中國政治制度史、中國監察制度史や清代通史などの一環として論述した著書が數多く散見する。<sup>④</sup>これらの著書は共通の特徴として、六科が都察院に隸屬したことを強調するために、論述の對象を殆ど雍正期以後に限定し、雍正期以後の監察制度を清代全般の史實と見なすことも少なくない。もちろん、専ら清代の科道又は清初の科道を對象にした研究論文も幾つかある。これらの論文は科道官の活動、職掌、役割を検討し清初の科道官の地位の低下を指摘しているが、清代の科道制度についての理解が不十分であるために、様々な誤りが散見する。従って、本論では「私が史家を論じるさいにはつねに先ず官制に通じ、次に輿地に精通し、さらに氏族を辨別する。さもないと筆を執ってもすぐ誤るからである。」<sup>⑥</sup>という制度史研究を重視する理念を貫き、從來あまり十分に研究されてこなかった清初の科道制度及びその變容を對象として、その構成と定員の二側面から考證することを目指したい。

清初の科道制度は、明代の制度を繼承しながらも、獨自の特徴を帯びることとなった。まず本論では、その特徴の一つとして、科道衙門の言官の構成について検討し解明する。特に、清朝になってから、漢人科道官の構成にどのような變容が起こったのかに着目したい。次に、清朝の「首崇滿洲」という原則に基づいて、滿洲的要素（滿洲旗人と漢軍旗人を含める）がどのような形で科道衙門に取り入れられ、漢人主體の科道制度にどのような影響を與えたのかを考察したい。

また、構成の重要な要素として、本論では科道官の定員問題を中心的に取り上げる。明代以來、官僚政治において科道官は非常に重要な役割を擔っていたが、明代中期の李學會は、科道官の定員の多さがもたらす官僚政治における有利な地位について、

況んや（科道官は）品秩が低いため職務に熱心で、人員が多いため競って進言をする。朋黨の徒がいたとしても、その口をことごとくつまませるわけにはいかない。<sup>①</sup>

と述べ、明代の科道官の定員の多さには建言の活潑化と派閥の抑制という二つの効果があると指摘した。それでは、清代の科道官の定員は明代のそれをそのままに繼承したのか、或いは變容させたのか。この問題は、明清交替期における科道官の立場の變化を解明する有力な手がかりになるものと考えられる。

以上に述べた観点から、本論では科道官の構成と定員の變遷を通して、清初の政治實態を明らかにするとともに、史書會典及び先行研究における誤解を解くことを目標として設定したい。

## 第一章 清初六科の構成と定員

### 1、順治十五年までの漢缺給事中の設置と定員

明代の六科の言官の構成は各科に給事中（散給事中とも稱する）、右給事中、左給事中、都給事中という昇進の順を設定

し、都、左、右給事中が科ごとに1人ずつ置かれ、散給事中の定員は科ごとに異なっていたが、合わせて總數58人と定められていた。<sup>8)</sup> その職掌としては、侍從、規諫、補闕、拾遺、稽察等がある一方、各科には独自の職掌も數多く存在した。<sup>9)</sup>

清代順治朝の最初から、漢缺は明代の都、左、右、散という構成を繼承していたが、散給事中の定員については明代より大幅に削減されたことが大きな變化であった。

順治元年（一六四四）には、科擧がまだ行われていなかったため、六科は他の衙門と同じく、前朝の舊臣を引き繼いで給事中に任用し、その數は合わせて16人であった。<sup>10)</sup> この中の9人が、元々明の給事中であり、經驗者として引き續いて清の給事中になった。他の7人は明の知縣、行人、郎中、主事から任用された。<sup>11)</sup> ところが、この人數では、各科の定員を満たすことは殆ど不可能であった。特に、工科と刑科がそうであった。刑科は順治元年十二月までは2人であったが、工科は1人しか置かれていなかった。他の四科は3人または4人の體制であった。このように定員が全く満たされない状態は、順治三年（一六四六）の首科進士が給事中に任用されるまで續いた。

順治三年五月に、首科の新進士から10人を各科の散給事中に任用し、はじめて都、左、右給事中を各科1人、散給事中を各科2人配置するという體制が實現した。<sup>12)</sup> 明代と大きく違うのは、各科でまちまちだった散給事中の定員を各科2人に統一した點である。これによって、漢人の給事中の定員は、都給事中6人、左・右給事中12人、散給事中12人、合わせて30人となった。<sup>13)</sup> 尙、この定員は順治十五年七月まで續くこととなった。<sup>14)</sup>

## 2、印務の管掌と滿官の介入

順治十一年（一六五四）、皇帝に注銷事件を稽察した結果を報告するため、禮科は題本を上奏した。この題本の最後に科内官員の署名が列擧されている。その署名の官職と名前は以下の如くである。

禮科愛惜喇庫哈方 遼 黨 趙 耐

副理官	房萬達	陳洪柱
都給事中	孫珀齡	
左給事中	趙進美	
給事中	季開生	李 裊
番漢字他赤哈哈方	遼 亥	
他赤哈哈方	額庫里 <sup>15)</sup>	

この中の他赤哈哈方（實録では「他赤哈哈番」と稱しており、本論文では統一して「他赤哈哈番」を使う）とは一體どのような官職であったのか。元々、順治元年の最初から、漢缺給事中は印務の管理を司っていた。しかし、前述のように、漢缺については各科の人員が大幅に不足していたために、他科の者が本科の印務を管理するという問題がしばしば起こった。そこで朝廷は順治三年四月頃から各科の印務管理を順次滿官の他赤哈哈番に移した<sup>17)</sup>。この措置は、在京各衙門の印務管理を次第に滿官に移行させる順治元年以來の方針にも合致していた。

それでは、印務管理という職掌を持った他赤哈哈番は言官的機能を有したのかどうか。馬子木氏の研究によれば、六科の他赤哈哈番は政事を建言する職掌を有していた<sup>18)</sup>。然し、「吏部處分過之滿洲官員事件文冊」によれば、順治十一年に多數の六科の他赤哈哈番が「出位妄言」を理由に處分されている<sup>19)</sup>。このことから六科の他赤哈哈番は建言の職掌つまり言官的機能を有していなかったと考えられる。他赤哈哈番のほかに、六科に筆帖式哈番という滿官も設置されていた。同様に「吏部處分過之滿洲官員事件文冊」によれば、六科の筆帖式哈番は「元より建言の責任がない」と明言している。つまり建言の職掌を有していなかったということである。

顧みて、なぜ馬子木氏はそのような誤解をしたのか。馬氏が引用した史料を見てみよう。馬氏が政事を建言する證據として引用した史料はただ一件のみで、順治十二年（二六五五）九月辛卯のものである。この史料は、戸部が刑科他赤哈哈

番艾穆布の條奏を討議した件である。<sup>20</sup> 前述の分析のように、他赤哈哈番は建言の職掌を持たなかったはずであるが、なぜ艾穆布は建言できたのか。その建言の背景として、順治帝は順治十二年の正月と三月に「求言の詔」を下し、在京七品以上の文武滿漢官員と地方官に内外の利弊を條奏してほしいと諭したことがあった。<sup>21</sup> このため、六品の他赤哈哈番と七品の筆帖式哈番も「求言の詔」によって建言することが可能になった。即ち、刑科他赤哈哈番艾穆布の建言はこの「求言の詔」を背景として行った暫時的な行爲であった。ゆえに、馬氏の取り上げた史料は特殊な背景の中で行われた特例であり、この一史料を以て、六科他赤哈哈番が建言の職掌を有したことを證明することはできないであろう。

それでは、六科に言官的機能を有する滿官を設置したことはあるのか。結論的には有ったことになるが、それが滿缺の愛惜喇庫哈方（實録では「副理事官或愛惜喇庫哈番」と稱しているが、本論文では統一して「副理事官」を使う）であった。この官職は設置當初より、他赤哈哈番から印務管理を引き受けた結果、他赤哈哈番の職掌は専ら「冊籍を書寫する事」のみとなったのである。<sup>22</sup>

馬子木氏の指摘によれば、滿缺副理事官について史料に出現する最も早い年月は順治八年（一六五一）三月であるが、この設置時期については十分な考證がなされているわけではない。<sup>23</sup> 『明清檔案』に掲載された史料によれば、順治六年十月には他赤哈哈番がまだ六科の印務を司っていたので、この時点では明らかに副理事官は設置されていなかった。また、順治七年末までの各史料によれば、滿官の官職はすべて「他赤哈哈方」或いは「筆帖式哈方」であり、「愛惜庫喇哈方」つまり副理事官にあたる官職名は見られない。従って、馬氏の指摘も含めて推定すれば、六科の副理事官は順治帝親政の直後、即ち順治八年の初めに設置された可能性が高いと考えられる。

滿缺副理事官は各科に2人置かれ、そのうち印務を司る副理事官は掌印副理事官と呼ばれ、題本などを上奏する際に、その署名は筆頭に置かれた。副理事官は建言の職掌があったので、他赤哈哈番とは違い、滿缺の給事中と同じく單に「言官」とも呼ばれた。<sup>24</sup> 特に掌印副理事官は漢缺の都給事中と同じ職掌を有し、九卿詹事科道會議、廷推、會推等の重要な節

目に開かれる會議に出席する資格を有していた。<sup>(26)</sup>

滿缺副理事官を設置した後、六科の言官は科ごとに滿缺副理事官2人、漢缺の都給事中、左給事中、右給事中各1人、散給事中2人という體制になった。ゆえに、滿缺副理事官の設置によって、六科衙門は、言官的機能の面で初めて漢官の獨占性を喪失することとなったのである。

### 3、六科における漢軍副理事官の設置と廢止

前述した順治十一年の禮科の署名には漢軍副理事官も含まれていた。この漢軍副理事官は順治十年六月に設置され、その定員は毎科に2人、合わせて12人であった。<sup>(27)</sup>これによって、各科の構成は刑科を例にすると、

刑科愛惜喇庫哈方 沙 耐 阿什壇

副理官 程可進 張時成

都給事中 陳調元

左給事中 孫珀齡

右給事中 劉餘謨

給事中 陳忠靖 (林雲京)<sup>(28)</sup>

となり、ほかの五科も刑科と同様の構成をとっていた。<sup>(30)</sup>即ち、六科は科ごとに滿缺2人、漢軍缺2人、漢缺5人という體制であった。漢軍の員缺には序列がなかったが、滿缺は掌印と非掌印の區別があり、漢缺は散、右、左、都という序列によって昇進した。共同題奏の場合には、滿缺、漢軍缺、漢缺という順番で奏請文に署名を並べた。以上の分析によれば、順治十年六月以降になると、六科には言官的機能を持つ滿漢官員が全部で54人いたことになる。この數字は明代の北京給事中の總數58人にほぼ匹敵するものであった。

漢軍副理事官の設置理由は「元々御史に任命するために地方から人員を行取したが、丁度その当時、御史に空きポストがなかった<sup>31)</sup>」ために、便宜上の措置としてこの副理事官が設置された。順治十三年六月、順治帝は錢糧不足に悩まされ、費用を節約するために、各衙門の冗員を削減せよと敕諭した。<sup>32)</sup>漢軍副理事官もこの削減・淘汰の対象の一つとなった。順治帝は六科の言官が多く、また職掌もほとんどないことから、科ごとに都給事中などが有ればそれで十分であると考え、漢軍副理事官設置の意味がないとの意思を大學士などに傳えた。その当時の六科の言官は漢缺、滿缺、漢軍缺を合わせて54人であった。當時、御史の定員が30人しかなかったことと比較して多すぎると順治帝は判断したのである。また、六科の言官は御史と比べて差遣が少ない。<sup>33)</sup>このことから、順治帝は一時的に設置された漢軍副理事官を冗員として淘汰する必要があると考えたようである。かくて順治十三年（二六五六）十月に漢軍副理事官は廢止される。<sup>34)</sup>その一方、御史の場合には職務が多岐に及んでいたことから、順治帝は、員缺を増設すべきで、再び削減することはないと大學士にその意思を傳えた。<sup>35)</sup>

こうした順治帝の認識から窺えるのは、御史には條奏と彈劾以外に、各地を巡察するという負擔の大きい職掌があるが、逆に六科の言官は條奏と彈劾を除いてほかの職掌が殆どないがゆえに、六科の言官の設置は數多くの冗員をもたらすというものであった。なぜ、順治帝にこのような認識があったのか。これは御史と給事中が、明末から言官として同一の性格を持ち、條奏と彈劾から見ればあまりにも區別のない官職となりつつあったことから、重複する可能性が高いとの認識があったと推測される。

#### 4、順治十五年における六科人員の削減

順治十五年に入って、國家の財政收支は依然として大變嚴重的い狀況が續いていた。このために、順治帝は内外各衙門の人員を削減すると敕諭した。<sup>36)</sup>この順治十五年の削減は六科に深い関わりがあった。<sup>37)</sup>

順治帝はこの削減の敕諭においても、「一つの員缺に數人を設置しているが、その半數が餘計だ」という冗員状態について述べている。六科もこうした理由に基づいて、まず七月に漢缺の員數が削減された。散給事中は元々各科に2人ずつ配置されてきたが、この2人のうちの1人が冗員と見なされ、削減されて1人になった。<sup>(39)</sup>この削減によって、六科の漢缺員數の配置は各科の都給事中1人、左給事中1人、右給事中1人、散給事中2人の構成から、都給事中1人、左給事中1人、右給事中1人、散給事中1人へと變更された。従って、その總數は30人から24人に減少した。この削減によってもたらされた最も直接的な影響は、12人を擁した散給事中のポストが6人となり、推官、知縣、また一部の京官が散給事中に昇進するチャンスが半減したことである。

漢缺に續いて滿缺に對しても大幅な削減が行われた。

(順治十五年七月)己未、また吏部に諭す。六科は職掌として糾察と建白を司るため、都給事中などの官を設けている。その滿洲員外郎等の官はみな冗員に屬する。毎科に主事1人を、また(各科事務の)繁簡に照らして無官品筆帖式を設け、發抄と記冊を處理し、及び兼ねて滿漢の文移などのことを司らせよ。その員外郎、他赤哈哈番、筆帖式哈番を<sup>(40)</sup>全て廢止せよ。

末尾の員外郎、他赤哈哈番、筆帖式哈番のうち、員外郎が、愛惜喇庫哈番つまり副理事官に當たる。<sup>(41)</sup>即ち、この敕諭で言官たる各科2人の滿缺が廢止されることになった。順治十三年に漢軍副理事官が廢止されていたから、これによって六科の言官としては漢缺だけが残ったのである。ゆえに、六科において漢官が再び建言を獨占することになった。

この敕諭の中で、言官としての滿官だけではなく、事務官としての滿官の正六品の他赤哈哈番、正七品の筆帖式哈番も廢止し、かわりに科ごとに正六品の滿主事1人を、また各科の事務量によって無官品の筆帖式を新設した。この主事と無官品の筆帖式は事務官であり、建言の職掌を有することはなかった。彼等の主要な職掌はこの敕諭ではつきりと規定され、主事が滿官のトップとして、各科の印信を管理する職責も負うこととなった。その意味で、この主事は順治初年の他赤哈

哈番と同様の性格を持っていたと言える。しかし、順治十六年（一六五九）閏三月になると、この主事も廢止され、その印信を漢官の都給事中に管掌させた。<sup>42</sup>この滿官の廢止によって、言官的機能だけではなく、印務管理という重要な事務も漢官が掌握することとなり、六科において漢官の獨占的性格がさらに強化されることとなった。

#### 5、康熙年間における六科滿官の再設と滿漢官定員の再削減

順治十八年（一六六一）正月に順治帝が崩御し、康熙帝が即位して、四大臣による輔政が始まった。順治帝の遺詔に、

（朕は明が文臣を重用したために滅亡を招いたことを）戒めとせず、漢官を委任し、部院の印信をしばしば漢官に管掌させ  
たために、滿官は仕事をやる気がなくなり、怠けることとなったのである。このことは朕の罪の一つである。<sup>43</sup>

という文章を世祖の「罪己詔」の一條として天下に下した。この遺詔が順治帝の生前の意思に基づくものであるのか、それとも順治帝崩御後の皇太后と四大輔臣等による作文であったのかを考證することは實に難しいが、少なくとも印信などを漢官に管掌させたことをわざわざ順治帝の罪の一つに擧げていることから見て、滿洲人たちが、漢官に印信を管掌させることに強く反対・抵抗していたことを示している。部院の印信は、順治初年以降滿官に管理させていたが、順治十六年十月に、滿漢を問わず、先に任用された官員が印信を司るという新しい規定が制定された。<sup>44</sup>明らかに、前述の「罪己詔」の一條はこの順治十六年の敕諭に對して遺詔の形で發布されたものである。そして、六科の場合は、前述したように、順治十六年十月以前の段階で既に滿官から言官的機能と印信管理を取り除き、漢官だけを印信管理に當たらせていた。

以上の状況のもとで、吏科給事中であった楊雍建は、六科に滿官を再び設置するよう奏請した。吏部が順治十八年二月癸卯に楊雍建の上疏を討議した結果、楊の上疏を採り入れて、再び言官的機能と印信管理などの職掌を有する滿官を各科に2人ずつ設置することになった。<sup>45</sup>この員數は順治八年の滿缺言官と同じであった。この滿官の再設置の議決、及びその後の實際の設置から見れば、漢官による言官的機能の獨占は結局のところ極めて短い時期で終了してしまったということになる。

再度設置された満官の名稱について、馬子木氏の論文は次の如く述べている。即ち、馬氏は『明清檔案』に基づき、順治十八年三月二十二日まで満官の副理事官という官職が存在したとし、この後にこの員缺が廢止され、満官の都給事中、左・右給事中を新たに設置したとしている。<sup>(46)</sup> 満官副理事官という職名は、馬氏が述べているように、順治十八年三月二十二日以後には史料上に登場しないという指摘は正しいが、前述したように、筆者の考證によれば、副理事官は既に順治十五年七月に一旦整理された後、順治十八年二月の再設置まで、一年半以上の期間にわたって存在していなかった。順治十八年時點の副理事官という員缺と名稱は、この年の二月に再設置されてから再び現れたものである。そして三月に、「滿漢が區別され、雜然として一致しない」という諭旨に基づいて、満官の職名を漢官と一致させる過程で、再設置されたばかりの満官副理事官は給事中に改められた。即ち、馬氏が述べているように、副理事官を廢止し、新しく満官の都給事中を設けたということではない。また、この改稱によって、各科の2人の満官副理事官はそれぞれ都給事中1人と左給事中1人とに分けて配置された。さらに順治十八年十月には、滿缺右給事中を科ごとに1人増設した。<sup>(48)</sup>

康熙四年（一六六五）の正月、六科の満給事中を各科2人、漢給事中を各科3人削減せよとの敕諭が下された。<sup>(49)</sup> この削減の目安は、前日に議政王貝勒大臣、九卿、科道が會議して出された敕諭の目安と一致する。前日の目安は「毎科に滿、漢給事中を各1人だけ設置する」ということであつた。<sup>(50)</sup> この二つの敕諭をあわせて見れば、削減以前には各科に漢給事中が4人、つまり都給事中、左給事中、右給事中、散給事中が各科にそれぞれ1人であつたことになる。即ち、各科の漢缺散給事中は順治十五年の削減以來、康熙四年までずっと1人であつたのであり、『康熙字典』が順治十八年の各科の漢缺散給事中の定員を2人とするのは誤っている。滿、漢の各員が同時に削減された結果、都給事中、左給事中、右給事中がなくなり、各科に滿、漢各1人の給事中だけが残ることとなつた。<sup>(51)</sup> これにより、給事中の總數は、滿漢合わせて12人になつた。

敕諭はこの削減理由について、ちかごろ陳奏の様子を見ていると、給事中は「國家のために直言するものが少なく、自

己の利益のため私的な主張をするものが多かった」こと、さらに「嘗て世祖章皇帝の時に給事中を削減した」前例があったことを挙げている。<sup>(52)</sup> 實に、朝廷は漢官の建言が、滿洲人側に有利に働く制度を變更することになるのを恐れるが故に、この削減を行ったのである。もう一つの大きな理由は、「滿、漢官員が相對して向かい合う」という原則にあった。<sup>(53)</sup> 職名はすでに順治十八年に統一されたが、この原則に基づいて滿漢の定員も統一するよう求められた。ただし、この滿漢定員の一致の原則は、滿官の増設ではなく、滿漢官の定数を最小限に抑え、漢官の定数を減じる形で實行に移された。こうした措置からは言官的機能の弱體化を狙う朝廷の意圖が明らかに読み取れる。削減後、滿漢の定員は等しくなったが、當時の人口比との關係を考慮すれば、著しく滿洲人を優先し尊重していたことは明らかである。

康熙五年（一六六六）六月、各科に滿、漢の掌印給事中1人が増設された。<sup>(54)</sup> 都給事中のかわりに、掌印給事中が設置され、それに次ぐものとして散給事中が置かれた。この増員によって、滿官の掌印給事中、給事中は各6人、漢官の掌印給事中、給事中は各6人、合わせて六科の言官は24人という體制になった。この増員の理由については不明であるが、漢官の反發、職掌の輕減、及び六科内部の昇進の促進がその主な理由であったと推測できる。尙、この體制は清朝の滅亡まで維持され、左給事中、右給事中が復活することはなかった。

## 第二章 清初の都察院の構成と監察御史の定員

### 1、都察院の言官の構成

明代、都察院の言官は堂官と各道の監察御史からなっていた。清朝はこの構成を繼承し、さらにその際立った特徴として、堂官と監察御史それぞれに漢缺、滿缺、漢軍缺を設けていた。また、それらの職名と定員も時期によって變化があった。清初における監察御史の定員の推移は、その特徴により三段階に分けることができる。ドルゴン攝政期、順治帝親政

期、康熙朝期である。

都察院の堂官の構成について、満缺は崇徳年間（一六三六～一六四三）の職名を繼承し、順治元年に承政1人、參政2人、啓心郎1人を設置した。<sup>(55)</sup> この啓心郎は順治十五年に廢止されている。<sup>(56)</sup> 順治六年（一六四九）に、承政と參政とはそれぞれ左都御史と副都御史に改名されたようである。<sup>(57)</sup>

漢缺の場合、左都御史は明代の職名を繼承し、順治五年七月に1人を設置した。<sup>(58)</sup> 左副都御史は、順治元年六月に1人だけ設けられたが、それが劉漢儒であった。<sup>(59)</sup> 順治三年六月に彼が病氣で罷免されるまで、一人體制が續いた。<sup>(60)</sup> この罷免によって生まれた缺員は、順治三年七月に漢軍出身の夏玉を任用することで補充された。<sup>(61)</sup> これによって漢缺の左副都御史は一時的に消滅した。この事態に禮科給事中袁懋功が氣づき、漢缺左副都御史の再設を奏請した。この奏請を受け、同年十月に徐啓元が漢缺左副都御史に起用された。<sup>(62)</sup> これ以後、左副都御史は二人體制となり、それぞれ漢缺1人、漢軍缺1人を任用することになった。左僉都御史は順治元年に設置され、1人の定員を、漢人と漢軍で共有していた。<sup>(64)</sup> また、漢軍啓心郎は定員2人が置かれたが、順治十五年に廢止された。

要するに、都察院の堂官は、順治十五年まで左都御史が滿、漢各1人、満缺の副都御史が2人、左副都御史が漢、漢軍各1人、漢・漢軍左僉都御史は1人、啓心郎は滿1人、漢軍2人で構成され、定員は合わせて10人であった。順治十五年以後、啓心郎の廢止に伴って、10人體制は7人體制になった。乾隆十三年（一七四八）に、左僉都御史を廢止し、7人體制からさらに6人體制へと變更された。

このほか、右都御史、右副都御史、右僉都御史があるが、いずれも總督と巡撫の兼銜であり、都察院の堂官とは言えない。従って、詳しい説明は本論文の論旨からやや外れるので、ここでは省略する。

各道の監察御史は人事、差遣などの面で都察院の堂官に従屬していたが、一方で都察院からの自主性と獨立性を保障されていた。その結果、皇帝が敕諭する際には、「都察院、六科、十三道（順治二年から十四道となる）」或いは「都察院、

科道」に論じて曰くという形式が取られることが多かった。<sup>(65)</sup>「科道衙門」という併稱も史料上にしばしば登場する。こうした慣例は監察御史の言官的機能の自主性と獨立性を説明するものと言える。ゆえに、自主性と獨立性に焦點をあてて、その構成について述べる必要がある。

監察御史の構成について検討するに先立って、先ず道の數を検討することとする。<sup>(66)</sup>道の數は明代の制度を繼承して、順治元年に十三道を置いた。この十三道とは、河南道、山西道、陝西道、山東道、浙江道、江西道、福建道、湖廣道、四川道、雲南道、貴州道、廣東道、廣西道である。<sup>(67)</sup>ほかに京畿道があり、一旦順治二年に廢止され、順治九年に再設置された。京畿道の職掌は在京の公文書（卷宗とも稱する）を管理することで、專任の定員は置かれず、十三道から御史が派遣されてこれを司った。京畿道は十三道のような言官的機能を有することのない特別の道であり、<sup>(68)</sup>正式な道とは見なされず、一般的には道の數にも含まれることはなかった。順治二年十月には江南道監察御史が設置され、<sup>(69)</sup>十三道體制から十四道體制となった。一般的に現在の研究者たちは京畿道を含めた十五道を並列的なものとして理解しているが、これは乾隆十三年に京畿道がほかの道と同じ性質を持ち始めて以降の状況に基づく理解である。<sup>(70)</sup>従って、十五道という呼び方は乾隆十三年以降の監察御史制度を表すものであり、決してそれ以前の百年以上続いた時代の史實を反映しているわけではない。

十四道の中の河南道、江南道、浙江道、山東道、山西道、陝西道の六道は順治初年に掌某某道として設置され、在京の各衙門及び各省の刑名の稽察などの事についてはそれぞれの道に歸屬する形で司るとともに、さらにほかの八道の刑名をも併せて管理した。<sup>(71)</sup>即ち、他の八道は河南道以下の六道に隸屬し、獨立した印信はないものとされたのである。この中で、掌河南道は都察院と協力して、各道の監察御史の人事と差遣などを管理し、また定期的に内外の各官僚を考察する際に都察院の堂官、吏科の給事中と一緒に官僚の賢否を定める特有の職掌をもっていたことから、六道中最も重要な道と言う意味で首道と言われていた。六道の監察御史の中、掌印の監察御史を掌道といい、他の協理の監察御史を協道といい、六道に隸屬する八道の監察御史を坐道といった。<sup>(72)</sup>乾隆十三年になってから、この八道も印信を與えられ、六道から獨立して、

六道と同様に刑名の稽察などの職掌を持つこととなった。坐道という呼び方もなくなり、その隸屬性もなくなっていた。これら十四道に京畿道を加えて、ようやく名稱と職掌が一致する完成形としての十五道體制が出来上がった。さらに、乾隆二十年（一七五五）には、京畿道が河南道に代わって首道となり、初めて監察御史制度の要職を占めることとなった。<sup>(73)</sup>

前述したように、監察御史の員缺は漢缺、滿缺、漢軍缺という三つからなっていた。漢缺は明代の職名を繼承して監察御史と呼ばれ、特に順治朝では言官的機能と差遣的機能を發揮する主要な勢力であると位置づけられた。滿缺と漢軍缺の監察御史は順治元年からは理事官とも呼ばれ、順治十六年閏三月から監察御史に統一された。<sup>(74)</sup> こうして、都察院と各道の言官の名稱は滿漢一致の方向に向かって統一されることになった。

尚、本論では言官を考證の対象としていることから、筆帖式や經歷などの事務官については分析対象としなかったことをここで断つて置きたい。

## 2、ドルゴン攝政期の定員

順治二年、左副都御史劉漢儒が速かに監察御史を補充すべき旨を朝廷に奏請し、次のように述べた。

十三道御史は、もとは百二十人であり、巡方と糾察のために差遣されていた。わが朝は酌量して六十人にまで減らした。今、職務は日々繁雑になっているが、吏部はなんといまだ考滿してしない。どのように差遣に應じるのか。吏部に敕して速やかに補充させよ。<sup>(75)</sup>

結果として、朝廷は劉漢儒の奏請を受け入れた。ここで注目したいのが、御史に對する清朝の指導者たちの人員調整のやり方である。劉漢儒の疏からもわかるように、清朝の指導者達は最初から御史の定員を明代の規定の半數近くの60人に削減した。

『明史』及び蔡明倫氏の統計によれば、北京の都察院には堂官8人と十三道監察御史110人が置かれ、これに南京の御史

定数の33人（堂官3人を含む）を加えて、明代の都察院堂官の總數は11人、監察御史總數は140人であった。<sup>(76)</sup> 定員の總數から評價すれば、明代の監察御史は巨大な官僚集團であったと言える。ほかの衙門は御史集團に比肩することができず、明代の御史は給事中とともに現實の政治に大きな影響を與えていたのである。故に、清朝の削減は明代と比較して、極めて大きな調整であり、そこには清朝の指導者たちによる科道官弱體化の意圖を看取することができる。

前述の60人の定員は専ら漢缺に歸屬したのか、或いは漢缺、漢軍缺、滿缺を合わせたの定員なのか、明確に記した史料はない。そこで先ず、この60人の構成について、順治元年からの任用實態について分析する。順治元年には各衙門の人員配置は極めて不備な状態にあった。實錄から採った統計數字によれば、順治元年に明朝の舊官僚から任用された漢缺御史の人数は25人にしかならない。<sup>(77)</sup> 順治二年になると、漢缺御史は元年よりも増加し、新しく31人が任用された。<sup>(78)</sup> この二年間に内昇・降格・罷免したものが少なくとも7人おり、これを除くと、順治二年末段階の漢缺御史の人数は49人ぐらいだと推定できる。この人数は定員の60人にはまだ及ばないが、規定の漢軍缺8人、滿缺6人を合わせると、60人を超えることになる。従って、この時点では、この60人という數値が漢缺独自の定員か、それとも漢缺、漢軍缺、滿缺を合わせた定員かを斷言することはできない。

順治三年になると、首科會試の進士11人が新たに監察御史に任用され、さらに嘗ての明の御史5人が再任用された。<sup>(80)</sup> 順治二年の49人にこの16人を加え、この年に内昇・降格・罷免したものの5人を差し引くと、漢缺監察御史の在職者數は丁度60人となる。こうして、在職者數と定員とが合致することになった。このような任用實態は60人の定員が漢缺だけに歸屬する有力な證據となるであろう。

順治三年七月に、監察御史15人が増設された。<sup>(81)</sup> 十月以後に任用されたこの15人の御史の出身は全て漢軍であり、この増設措置は漢軍のためであったことが分かる。<sup>(82)</sup> また、この漢軍の員數は漢缺の定員を侵蝕しておらず、漢缺60人の枠外に増設したものである。こうして、漢缺と漢軍を合わせた監察御史の總數は75人となった。

満缺については、在職者数が全く不明で統計を採ることができないが、規定によれば、順治元年の6人から次第に増え、順治五年になると、17人を新たに配置して定員は23人になったものと思われる。<sup>(84)</sup>

### 3、順治帝親政期の定員の變遷

以下に示す表1で順治帝親政後の定員と在職者数との推移を示し、監察御史の特徴について説明する。

まず、順治十年五月の巡按廢止までの御史の定員と在職者数を検討する。

巡按は順治七年四月に廢止され<sup>(86)</sup>、その後、皇帝親政の實施に伴って、同八年三月に復活した<sup>(87)</sup>。この復活は順治帝がドルゴン攝政期の政策に對して行った修正の一つと見なすことが出来るだろう。この復活直前の同年閏二月に、御史に對して實施された審査（甄別或いは考核とも呼ばれる）<sup>(88)</sup>によれば、在職者数は漢缺と漢軍缺を合わせて52人であった。<sup>(88)</sup>この時点の漢缺と漢軍缺の定員はそれぞれ順治三年の60人と15人を合計した75人だったのか、それとも兩者を合わせて60人だったのか、または巡按廢止後の定員であったのか、

表1 順治帝親政後の（漢缺と漢軍缺）御史の定員推移表<sup>(85)</sup>

年分	定員	在職者数	備考
順治八年（1651）		52人	漢缺42人 漢軍10人
順治九年（1652）	60人（二月前）	60人（四月）	漢缺40人 漢軍20人
順治十年（1653）	五月前：80人 五月後：20人	40餘人	五月に各省の巡按を停止。80人は漢缺、漢軍を含めた。40餘人は巡按停止の直前の數。
順治十二年（1655）	20人	17人	二月に再び巡按を派遣した。ただし、巡按として御史だけを派遣したわけではなかった。17人は巡按復活の直前の數。
順治十三年（1656）	30人		六科の漢軍副理事官を廢止し、御史に編入。
順治十五年（1658）	七月前：30人 七月後：60人	23人	七月に30人を増設。23人は増設直前の數。
順治十八年（1661）	39人		五月に巡按を完全に廢止。

その間の事情は不明である。しかし、漢缺と漢軍缺を一つの總體として一緒に審査を行ったことは両者が一體化していることの反映でもあった。

順治九年二月に、監察御史は40人増設されたが、早くも同年四月にはその内の20人を削減するという命令が下された。<sup>(89)</sup> 左都御史金之俊は、この増設と削減の結果、順治十年五月に巡按が停止するまで、漢缺と漢軍缺を合わせた御史の定員は80人だったと明言している。<sup>(90)</sup> 従って、この増設以前の定員が60人であったことは明らかである。

さらに、順治八年の御史の審査から、順治十年の巡按廢止までの御史の在職者数を見てもよい。審査の結果、漢缺と漢軍缺の52人の中、22人（漢軍缺3人を含む）がそのまま各道に残された。同年六月と八月には漢缺10人が新しく御史に任用された。<sup>(91)</sup> 翌年の四月になって、28人が行取考選で御史に任用されたが、そのうち漢缺は11人、漢軍缺は17人であった。即ち、順治九年四月の時點では在職御史の總數は漢缺40人、漢軍缺20人、合わせて60人であったことになる。この漢軍缺20人は順治三年の15人、また最初に規定された8人を遙かにオーバーした人數である。また、四月に漢缺と漢軍缺とを一緒に行取考選したことからみれば、選授の人事においても両者が一體化していたものと思われる。この時點の滿缺の在職者は不明である。

以上の分析に基づいて、漢缺と漢軍缺は遅くとも順治八年には定員を共有する状況になっていた。また、定員は加増されたが、一方でその在職者数は定員に比べて充足しない状態が常態化していた。

さて、順治十年五月に巡按の停止が議定された後、御史定員は20人にまで削減され、それぞれ十四道、京畿道、五城御史に留用されていた。<sup>(94)</sup> そして、定員削減後の在職者も漢人と漢軍との混用によるものであった。20人の中で、少なくとも漢軍は7人いたようである。従って、漢人の御史はこの時點で最も弱體化していたものと思われる。

順治十二年二月、宗人府府丞原毓宗の奏請が議定されて巡按が復活した。<sup>(95)</sup> 復活後の巡按の出所について、各部院の理事官、郎中以下の優秀者を考選せよとの敕諭が下された。六月の時點で、20人の巡按の中、監察御史から任用されたのは6

人だけで、残りの14人は他の各衙門の理事官、郎中、員外郎、中書舍人などから任用されていた。<sup>96</sup>即ち、復活後の巡按は元の御史の専有差遣から各衙門の共有差遣になったわけである。また、今回の任用においては、これまでと同様に漢人と漢軍とを混用した。御史以外の各衙門から任用された巡按は、奏疏などの實際の仕事面では御史と呼ばれ、差遣終了時の考核も都察院に歸屬したが、昇進人事については、元の官職を基準に内昇あるいは外轉することになっていた。<sup>97</sup>

巡按が復活した後、御史定員は依然として20人を維持していた。その中の6人が巡按、4人が巡鹽、2人が河南道、京畿道に差遣され、新任の2人はまだ着任していなかったから、残された御史は6人しかいなかった。<sup>98</sup>そして、この6人も掌某某道2人、五城御史4人にわけて派遣された。しかし、掌江南道などを司る者にあと3人、五城御史にあと1人が必要で、他に従来から専任の御史を置いていた登聞鼓、侍班、糾儀、監禮、監宰、稽察等の各差遣に少なくともさらに6人の御史が必要だったが、定員が限られていたため、止む無くこの6人を繰り返し派遣してやりくりする事態になった。即ち、20人の定員はこれらの差遣のためには全く不足する状態だったのである。故に、一人が多くの差遣を兼ねなければならず、往々にして建言などの職務に注意を拂うことができなくなった。このような状況に鑑みて、順治十三年正月に都察院左都御史成克鞏が、監察御史の風紀を新たに立て直すため、御史の定員を増設すべきだと奏請した。こうして、都察院と吏部の議定の結果、10人を増設して總數30人になった。

前に検討したように、順治十五年五月以後になると、錢糧不足という理由で各衙門の冗員を削減せよとの敕諭が下され、六科を含めて冗員との理由で廣範圍にわたる官職が削減されることになった。<sup>99</sup>ところが、七月に順治帝は在職御史が甚だ少なく、差遣の需要を満たすためには足りないとして、御史定員30人を増員した。<sup>100</sup>この増員を境目として、巡按各省、巡鹽、巡漕、巡倉、巡視茶馬などの重要な差遣をすべて他衙門の官僚から監察御史の手に戻すことになった。<sup>101</sup>このような措置が取られたことから、順治帝が順治十年の巡按廢止以前のように、全ての巡按などの差遣を監察御史に任せるという意圖を持っていたことが窺える。當然、増員した人員も漢人と漢軍を混用したものであった。

要するに、順治帝親政期における御史の定員は、數の變動が大きく最も不安定な状況にあった。大方の趨勢として巡按の廢止と復活とによって定員が變化したが、御史勢力は全體として弱體化する傾向にあった。そして、漢缺御史の定員を侵蝕しつつ漢軍缺御史が増加することによって、漢人と漢軍御史の定員が一體化する方向に向かった。<sup>(四)</sup> 滿洲御史の定員は、順治五年に23人になって以來、順治年間を通して大きな變動はなかった。

#### 4、康熙朝期以後の定員及び科道官削減の影響

この時期においては、漢缺・漢軍缺御史の定員は順治十八年の39人が最大であり、その後は持續的に減少して次第に滿洲御史の定員に近づき、兩者の總數は60人以下に抑制され續けた。

順治十七年六月、巡按廢止の討議が再び行われ、順治十八年五月には巡按差遣の完全廢止が議定された。『大清聖祖仁（康熙）皇帝實錄』には、この議定の結果が以下の如く記されている。

都察院が左都御史の事を司る兵部尙書阿思哈の條奏を議覆した。「各省の巡按の差遣を停止し、二、三年後を期し、重臣を選んで巡察させよ。各省の巡按に命じて、職務を巡撫に引き渡し、速やかに來京させよ」<sup>(四)</sup>。

ここには巡按を廢止してその職務を巡撫に引き渡す命令が下されたと記されている。これ以來、清朝が巡按を設けることはなかった。議定中には巡按に代つて大臣を派遣して各地を巡察させる提案もあったが、御史が反対したために實施されなかった。また、順治十八年には巡按の廢止が徹底されるとともに、御史の定員規定も再び變更されて、順治十五年より21人削減され39人になった。

次に、順治十八年から乾隆十三年の定制に至るまでの漢（一體化によって漢軍も含める）御史の定員の推移

表2 清朝前期における漢御史の定員推移表（單位：人）<sup>(四)</sup>

	順治十八年 (1661)	康熙七年 (1668)	雍正四年 (1726)	乾隆十三年 (1748)
總數	39	24	32	28

を検討してみよう(表2)。

漢缺・漢軍缺御史は、康熙七年には順治十八年の39人から、24人にまで削減された。そしてこの定員が康熙朝の全時期にわたって維持された。その後、雍正四年に至って始めて増加して32人となった。乾隆十三年に定制として漢御史の定員を28人と規定した。

滿洲人の監察御史については、順治元年に6人、順治五年に23人、康熙二十八年(二六八九)に24人となり、漢御史の定員と一致した。乾隆十三年に、漢御史と同じく定制として28人が定員とされた<sup>(10)</sup>。これによってようやく滿漢の定員が一致し、滿漢均衡の體制が實現した。

明代の御史は十分な人数を擁して差遣と建言を並行して行うことができた。さらに敷衍すれば、そもそも給事中を含む科道官は建言の際に單獨で上疏できるのみならず、聯名で上疏(會疏)することもできた。しかし、單獨で上疏する場合には、明代の科道官について研究した曹永祿氏が指摘するように、科道官は「品秩が低く個別的には無力な存在であったため、彼ら(宦官や内閣や吏部など)と争うには餘りに脆弱であった」<sup>(11)</sup>ので、その集團的抵抗を重視したのである<sup>(12)</sup>。科道官は往々にして會疏によって皇權と内閣權力などの恣意性に對して影響力を發揮していた。つまり、當時の政界では定員が多ければ多いほど集團としての力を示すことができたのである。

しかし、清初になると、科道官特に御史の定員の大幅な削減により、差遣に専念せざるを得ず、建言という最も基本的な職權を行使することがより困難な狀況となった<sup>(13)</sup>。つまり、科道官の權限は人数の大幅な削減によって縮小せざるを得なかった。また、表1によれば、制度上の定員と實際の在職者數との間には乖離があり、實際に在職している人数が制度上の定員に達していないことも少なくなかった。従って、制度上の定員にせよ、實際の在職者數にせよ、清初の科道官の人員は明代に比べて大幅に縮減されており、その結果として、科道官という同じ官職であっても、それらを同一視することはできないと言える。

總じて言えば、定員の多少を官僚集團の強弱を判断する基準とするならば、明から清に至る科道官の定員の急減という趨勢は、政治における科道官勢力の衰微を示しているのである。これは明清の官僚政治における重大な變化の一つであったと言えよう。

### 第三章、定員削減の原因

順治初年、順治十八年、康熙四年、康熙七年の定員削減は清初の科道官にとって重要な年であった。康熙四年の定員削減は六科定員の定制に向かつて非常に重要な轉換點となったが、その原因については既に詳しく述べた。康熙七年の定員削減は御史にとって重要な年ではあるが、筆者が今だにその關聯史料を見つけ出し得ていないことから、その原因の検討については今後の課題としたい。次に、順治初年と順治十八年の定員削減を對象としてその原因について検討する。

#### 1、順治初年の定員削減の原因

なぜ清朝は、北京に入ってから漢缺科道官の定員を大きく削減したのか。その意圖については以下のように推測できる。第一に、前代の言官結黨が朝廷に危害を與えた經驗<sup>⑩</sup>から、當初より清朝は漢人言官に對して大きな警戒心を抱いていたことである。順治元年七月、朝廷は都察院、六科、十三道に對し、「もしも徒黨を組んで意見を異にする者を攻撃し、誣告して個人的な恨みを晴らし、おのおの派閥を立てて對立し、朋類を援護するならば、必ず重法を以て裁く」と敕諭した<sup>⑪</sup>。清朝は、明末の黨争が政治を崩壊させ、明朝を滅亡に導いたことを非常に警戒していた。とりわけ、龐大な人數を有し徒黨を組み易い科道官を警戒して、科道官が徒黨を組めば重罪に處すと再三にわたって敕諭していた。官僚の結黨を防止するためのもっとも直接的な方法が科道官の定員を大幅に削減することであった。これが科道官の定員削減のもっとも直接的な原因であろう。そのため、清朝は當初から漢缺科道官の定員を明朝の半數或いは半數以下に制限することを原則としていたと

思われる。

第二に、漢人の科道官を削減して満洲旗人と漢軍旗人の科道官を設けたことである。そうすれば、科道という組織が満洲人政權の志向に合致するようになる。さらにいえば、漢人科道官の勢力を削減することによって、満洲人の政權による統治を強化することができると考えたためであろう。

第三に、清朝入關後の最初の二、三年間は、南方は依然として完全に平定されておらず、多くの南方出身の明朝の舊官僚と士人とが事態の推移を静観していた。そのため、この時期に各衙門に勤めていた官僚は北方出身者を中心としていたが、彼等だけでは各衙門の定員を満たすことが出来なかった。その結果、朝廷は冗員という理由で、科道も他の衙門と同じく、その定員を削減することにした。<sup>⑩</sup>その後、南方の平定に伴って、多数の南方の士人が清の朝廷に出仕し、官僚の人数も大幅に増えた。しかし、清朝の指導者たちは前述した二つの理由から、この暫定的措置を永續的な原則として定着させ、科道官の定員を明代の水準まで回復させることはなかった。

## 2、順治十八年における定員削減の原因

順治十八年の御史の定員削減は巡按の廢止によるものである。それでは何故、巡按を完全に廢止しなければならなかったのか。順治十八年の巡按廢止の背景をより詳細に検討し、そこにどのような要請が働いていたのかを解明する必要がある。

羅冬陽氏が指摘しているように、清代の巡按廢止の目的は、御史の建言による掣肘を取り除き、地方でも「首崇滿洲」の體制を確立することにあつた。<sup>⑪</sup>つまり、順治十八年以前は、地方では「首崇滿洲」の體制が未だ確立していなかったのである。順治年間においては、總督と巡撫の殆どが漢人か漢軍であり、滿洲人の官僚はその間になお割り込むことが出来ないでいた。<sup>⑫</sup>そして、順治年間の地方の政治制度は相変わらず基本的には明代の體制を維持していた。すなわち總督、巡

撫、巡按という三者が鼎立していたのである。そのうち巡按御史は、順治年間においては依然として漢人官僚が主體となっており、彼らが地方で刑名を掌り、庶政を監察し、總督・巡撫やほかの地方官吏を糾弾して牽制し、地方政治の得失又は軍民の利害のすべてに對して直言することが出来ていた。しかし、品秩の低い巡按が高位の官僚を制約することに對して、總督と巡撫とは非常に警戒していた。<sup>(15)</sup> 滿洲人が地方政治に關與し、「首崇滿洲」の體制を實現するためには、地方政治のすべてに關與して、漢人を主體とする巡按御史による掣肘を取り除かなければならない。従つて、順治十八年の巡按の完全廢止は「首崇滿洲」の體制構築に不可欠なことであつた。さらに言えば、御史は集團的に建言を行い滿洲王臣と皇帝に掣肘を加えることができる権限を有していたため、清初の朝廷が「首崇滿洲」體制の確立と皇權の強化のために、御史の勢力を弱める意圖を持つようになったのは必然的な趨勢であつた。そして、御史勢力を弱體化させる最良の方法が、定員を大幅に削減することであつたのである。

以下に述べる具體的な史實から、以上に述べた推論を證明することができる。

順治十八年以降の四大臣輔政期に、政治の主導權を握つたのは鰲拜であつた。一切の政事が鰲拜の家で議定されるといふこともしばしばであつた。その四大臣輔政期に入つて、最初に廢止されたのが巡按御史である。順治十八年に左都御史の職務を主管していた兵部尙書の阿思哈が各省巡按の廢止を奏請し、議定の結果、この阿思哈の奏請に従つて巡按を完全に廢止すると決定された。<sup>(16)</sup>

康熙八年に鰲拜は逮捕された。その際の罪狀の一つから、阿思哈が鰲拜黨の構成員であり、そのことによつて失脚したことが分かる。<sup>(17)</sup> またさらに、鰲拜の別の罪狀の一つが、「科道官の建言を禁止し、不正行爲の摘發を恐れて言路を塞いだ」とされたことから、阿思哈の巡按廢止の奏請は、言路を塞ごうとする鰲拜の意を受けた行動であつた可能性が高い。要するに、科道官は四大臣輔政期において激しく抑壓されていたのである。

では、鰲拜が巡按の完全廢止を目論んだ政治的意圖はどこにあつたのか。これについても、康熙八年の鰲拜逮捕時の罪

状から考察できる。その罪状の中には、鰲拜が地方の總督巡撫、例えば莫洛、白清額、阿塔などと徒黨を組んでいたということが擧げられている。<sup>117</sup>この三人は皆滿洲人であり、當時においてなお漢人と漢軍を主體とする總督と巡撫の中では異色の存在であった。そして、彼等が滿洲人の官僚として地方政治に關與したことは、後の康熙帝親政後に滿洲官僚が大舉して地方政治に介入する先驅けとしての役割を果たした。それゆえ、「首崇滿洲」の體制から見れば、鰲拜が滿洲人の總督と巡撫を任用した施策は親政後の康熙帝の施策の方向と一致していたとも言える。即ち、巡按の廢止については、皇帝と滿洲王臣の見方が一致したということである。これによって、地方政治における巡按の掣肘を排除し、同時に滿洲人が總督と巡撫に任用される道が開かれることになった。この點に關して、康熙帝親政以後の滿洲人の督撫の増加を考えれば、これら一聯の措置は皇帝と滿洲王臣たちによる中國統治にとって積極的な意義があつたと言えるかもしれない。しかし、鰲拜が清朝支配體制における皇帝權力の意に沿う利益を追求したにも關わらず、一方で自らの私欲を満たそうとしたこともまた明らかである。つまり、鰲拜が自らの徒黨を盛んに地方督撫に任用したという私的な行動がそれである。皇權にとって、それは決して許容できないことであり、ゆえに鰲拜失脚後にはそのことが明白な罪状として數え擧げられるに至つた。

### おわりに

本論は清初における科道の言官の構成と定員及び定員削減の原因を解明し、清代全般の科道制度の復原のために、その重要な空白部分を補充することに力を注いできた。以上の實證的分析を踏まえ、最後に、清初の政權は如何なる理由で科道官を削減しようとしたのかについて、總括的に述べて本稿のまとめとしたい。

明代においては、科道官は往々にして人數の優勢を利用して、集團となつて攻勢をかけ、相互に助け合つたり利用し合つたりすることによって、内閣と吏部に掣肘を加え、同時に皇權をも制約する行動を取るようになつた。<sup>118</sup>ところが、清

初の皇帝及び滿洲王臣たちは、自らの行動が束縛されるのを防ぐために、科道官勢力の弱體化を最優先課題としたのである。科道官の集團的な行動を押し止める最も直接的な方策は制度上において滿官を設置して漢官を牽制することと定員を削減することである。朝廷は科道官定員の削減を通して、言官集團の勢力を弱體化する目的を達成するとともに、科道官が徒黨を組むことを防止し、皇權と滿洲人政權の強化を圖ろうとした。これによって必然的に科道官の職掌の混亂と部分的な職權の喪失を招いた。

換言すれば、もともと明代では數にものを言わせて政局を左右してきた科道官は、清代では集團的な勢力を形成することが出来なくなったことから、皇帝、滿洲王臣及び内閣と吏部等に對抗する局面を形成することが出来なくなったと言える。そして、御史であろうと、給事中であろうと、その定員の急減で集團が縮小された上に、科道官内部の派閥抗争もあり、さらに滿、漢官による官僚組織の整備を同時に圖ったことから、漢官の言官としての發言權は一層弱められるという結果をもたらしたのである。これにより、明代以來の科道官及びその集團による政治關與は清初から徐々に衰退していった。ゆえに、清初における科道官の構成の變化と定員の大幅削減は、明清交替後の中國政治における官僚組織及び官僚政治に重大な變容をもたらしたと結論付けることができる。

## 注

(1) 明代では、吏科、戸科、禮科、兵科、刑科、工科という六科と都察院の十三道を科道と略稱した(『明史』卷七一「選舉三」を参照)。また、六科の給事中と十三道の監察御史を科道官、都察院と六科を臺省、監察御史と給事中を臺諫と稱し、科道官と都察院の堂官を言官とも察官とも混稱した。このなかで、各道の監察御史は言官的機能を持つて

都察院から獨立性を保ち、同様に獨立性を有する給事中と一緒に明代における言路の主役を擔った(曹永祿『明代政治史研究——科道官の言官的機能』(渡昌弘譯、汲古書院、二〇〇三)「序論」七—一六頁を参照)。清初は以上の點をすべて繼承し、敕諭する際にはつねに都察院と科道を併稱していた(『大清世祖章(順治)皇帝實錄』卷六、順治元

年七月甲寅條などを参照)。これはたんなる併稱にとどまらず、科道官の獨立的性格を強調したことの反映でもある。(2) 雍正元年(一七二三)に、六科は組織上、都察院に統屬することとなった(『雍正會典』卷三「吏部・官制一」を参照)が、言官的機能の面ではその獨立性をなお保っていた。

(3) 清初とは主に順治、康熙の兩朝を指す。

(4) 白鋼主編『中國政治制度通史』(人民出版社、一九九六)第一〇卷の第六章「司法監察制度」、彭勃、龔飛主編『中國監察制度史』(中國政法大學出版社、一九八九)の第八章「監察制度的臺諫合一時代——清」、賈玉英等『中國古代監察制度史』(人民出版社、二〇〇四)の第五章「明清時期的都察院與六科給事中制度」、王戎笙等主編『清代全史』(遼寧人民出版社、一九九二)第二卷の第五章「清初的政治制度」、李鵬年等編著『清代中央國家機關概述』(紫禁城出版社、一九八九)の第五章「司法監察機構」などを参照。これらの著書が依據する『清史稿』と『會典』も、清初の記述に關しては、實に不明で曖昧なところが多い。(5) 劉麗君『清代順康兩朝科道官員研究』(中央民族大學博士學位論文、二〇〇七)、徐明一「清代六科行政監控機制研究」(南開大學博士學位論文、二〇〇九)、王爲東「清代六科給事中制度之式微」(『南都學壇』(人文社會科學學報)第二四卷第六期、二〇〇四)、馬子木「順治朝六科制度述略」(『清史研究』第三期、二〇一三)等を参照。また、清代の科道官について、日本・臺灣地域には見るべき研究が

ない。

(6) 錢大昕『廿二史考異』卷四〇「外戚傳」(『嘉定錢大昕全集』第二冊、江蘇古籍出版社、一九九七)に、「予嘗論史家、先通官制、次精輿地、次辨氏族、否則涉筆便誤。」とある。

(7) 張萱『西園聞見錄』卷九三「臺省・前言」。

(8) 『明史』卷七四「職官三」に、「吏・戶・禮・兵・刑・工六科。各都給事中一人、左・右給事中各二人。給事中、吏科四人、戶科八人、禮科六人、兵科十人、刑科八人、工科四人。」とあり、共に58人、南京の給事中と合わせて總數65人である。

(9) 同書・卷七四「職官三」。

(10) この16人とは『大清世祖章(順治)皇帝實錄』の順治元年分に基づく統計數字である。

(11) 『大清世祖章(順治)皇帝實錄』卷五、順治元年六月癸亥條・卷六、同元年七月甲午條・卷七、同元年八月辛酉條などを参照。

(12) 同書・卷二六、順治三年五月丙寅條。

(13) 同書・卷九四、順治十二年十月甲子條に、「六科、原設都給事中六員、左・右給事中十二員、給事中十二員、共三十員。」とあり、この規定は順治三年から順治十二年までの人員の任用實態と一致する。

(14) 同書・卷一九、順治十五年七月辛亥條に、「裁六科給事中各一員」と記載する。

(15) 張偉仁主編『明清檔案』(聯經出版事業公司出版、一九

- 八六) 第一九冊、A 19+106、「禮科愛惜喇庫哈方遼黨等題本」、順治十一年四月二十九日、B 一〇六八五頁。副理官は副理事官の略稱である。
- (16) 同書・第一冊、A 4+61、「吏科都給事中向玉軒揭帖」、順治三年三月初六日、B 一七五九頁を参照。
- (17) 同書・第五冊、A 5+74、「吏科左給事中韓源揭帖」、順治三年十二月、B 二四〇九頁。
- (18) 馬子木前掲論文を参照。
- (19) 『文獻叢編』二十六年第二輯(國立北平故宮博物院出版物發行所、一九三七)、原存内閣大庫「吏部處分過之滿洲官員事件文冊」。
- (20) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷九三、順治十二年九月辛卯條。
- (21) 同書・卷八八、順治十二年正月甲辰條、同正月壬子條・卷九〇、同三月丁亥條。
- (22) 中國第一歴史檔案館編『清代檔案史料叢編』(中華書局、一九八三) 第九輯、「順治朝朱諭」、一〇頁。
- (23) 馬子木前掲論文を参照。
- (24) 『明清檔案』第一一冊、A 11+7、「工科都給事中朱之弼揭帖」、順治六年十月、B 五七五一頁。
- (25) 同書・第一五冊、A 15+57、「工科愛惜喇庫哈方祁通格題本」、順治九年八月十二日、B 八三二九頁を参照。「臣以一介書生、叨中甲榜、復由他赤哈哈番、陞授今職、忝列言官、苟無所言、不惟素餐遺譏、抑何以仰副我皇上知遇之恩耶。」とある。
- (26) 同書・第一七冊、A 17+166、「和碩鄭親王跡兒哈郎等題本」、順治十年十月六日、B 九七五七〜九七六五頁。
- (27) この12人は全て知縣から拔擢された(『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷七七、順治十年七月壬寅條を参照)。
- (28) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷七六、順治十年六月壬子條。
- (29) 『明清檔案』第一八冊、A 18+1、「刑科愛惜喇庫哈方沙耐等題本」、順治十年十月十日、B 九八〇一〜九八〇三頁。『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷七一・卷八七によれば、林雲京は順治十年正月から同十一年十一月まで刑科給事中に在任していた。
- (30) 『明清檔案』第一七冊、A 17+166、「和碩鄭親王跡兒哈郎等題本」、順治十年十月六日、B 九七五七〜九七六五頁。
- (31) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷一〇二、順治十三年六月癸巳條。
- (32) 同書・卷一〇二、順治十三年六月癸巳條。
- (33) 御史は國家の民生、治安、刑名、錢糧などに關わる巡按各省、巡鹽、巡倉、巡漕、巡視茶馬などの長期的な差遣があつたが、給事中にはこのような差遣がなかつた。
- (34) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷一〇四、順治十三年十月己卯條。
- (34) 同書・卷一〇二、順治十三年六月癸巳條。
- (36) 同書・卷一一七、順治十五年五月戊申條を参照。「諭戶部・年來錢糧匱乏、屢經會議、未能實濟急需、皆由費用繁多、積弊未革。今惟再籌裁省、嚴剔弊端、乃可漸至充裕。

……とある。

- (37) 今回の削減は以前の各年の削減より持續時間が長く、しかも在京と在外の廣い範圍にわたった點が特徴であった。
- (38) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷一一七、順治十五年五月戊申條。
- (39) 同書・卷一一九、順治十五年七月辛亥條。
- (40) 同書・卷一一九、順治十五年七月己未條。
- (41) 同書・卷一一九、順治十五年七月戊午條を参照。「副理事官、滿字稱爲愛惜喇庫哈番、漢字稱爲員外郎、俱作從五品。」とある。
- (42) 同書・卷一二五、順治十六年閏三月辛酉朔條。
- (43) 同書・卷一四四、順治十八年正月丁巳條。
- (44) 同書・卷二二九、順治十六年十月辛卯條。
- (45) 『大清聖祖仁(康熙) 皇帝實錄』卷一、順治十八年二月癸卯條。
- (46) 馬子木前掲論文を参照。
- (47) 『大清聖祖仁(康熙) 皇帝實錄』卷二、順治十八年三月丙寅條。
- (48) 同書・卷五、順治十八年十月己巳條を参照。この滿官の設置によつて、六科の言官體制は各科に都給事中、左給事中、右給事中をそれぞれ滿、漢缺各1人、散給事中を漢缺1人設置し、あわせて滿官18人、漢官24人、總數42人としたものである。この散給事中について、康熙二十九年(一六九〇)に編纂された『康熙會典』卷一六〇「六科」には、順治十八年に各科に漢給事中を2人設置したと記載する。しかし、順治、康熙兩朝の實錄には、順治十五年に各科の漢缺散給事中2人を1人削減したとの記載はあるが、その後、各科1人を増設したとの記載はない。また、會典が殆ど實錄に基づいて編纂されたという事情があることから、會典に各科における散給事中は定員2人とすると記載がある點には疑問がある。「一」を「二」に誤記した可能性がある。『清史稿』卷一一五「職官二」も會典の記載を参照し、この疑問ある記述をそのまま轉載したものとと思われる。
- (49) 『大清聖祖仁(康熙) 皇帝實錄』卷一四、康熙四年正月癸卯條。
- (50) 同書・卷一四、康熙四年正月己亥條。
- (51) 『大清聖祖仁(康熙) 皇帝實錄』卷一四、康熙四年二月乙丑條。
- (52) 同書・卷一四、康熙四年正月己亥條。
- (53) 同書・卷二三、康熙三年十月庚申條。
- (54) 『大清聖祖仁(康熙) 皇帝實錄』卷一九、康熙五年六月己未條。『康熙會典』卷一六〇「六科」を参照。
- (55) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷五、順治元年五月己亥條。『康熙會典』卷三「吏部一・官制」。錢實甫編「清代職官年表」(中華書局、一九八〇)第一冊。劉麗君前掲博士論文の附表一「順治朝都察院官員簡表」を参照。
- (56) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷一一九、順治十五年七月戊午條。
- (57) 同書・卷四四、順治六年五月癸亥條。

- (58) 同書・卷三九、順治五年七月丁丑條。
- (59) 同書・卷五、順治元年六月癸亥條。
- (60) 同書・卷二六、順治三年六月壬辰條。
- (61) 同書・卷二七、順治三年七月己酉條を参照。夏玉は甲喇章京から左副都御史を授かったものである。
- (62) 『明清檔案』第四冊、A 4 183「禮科給事中袁懋功揭帖」、順治三年七月二十八日、B 二〇七三頁。
- (63) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷二八、順治三年十月癸巳條。
- (64) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷一〇、順治元年十月壬申條・劉麗君前掲博士論文の附表一「順治朝都察院官員簡表」を参照。『清史稿』卷一一五「職官二」には、先ず漢軍を任用し、後に漢人を混用したという記載があるが、實錄と劉氏の簡表によれば、順治元年から順治四年までずっと漢人を任用し、順治五年から漢軍を混用し始めており、明らかに『清史稿』の記載は誤りである。
- (65) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷六、順治元年七月甲寅條などを参照。
- (66) 従來の研究では、清代監察御史の分析にあたって、道の數の變遷を辿ることなく考察し、無用の混亂を招いているケースが多々見られる。
- (67) 『明史』卷七三「職官二」を参照。その各道の定員について、「十三道監察御史一百十人、正七品、浙江・江西・河南・山東各十人、福建・廣東・廣西・四川・貴州各七人、陝西・湖廣・山西各八人、雲南十一人。」と記載している。
- (68) 『欽定臺規』卷九「憲綱二」、「欽定大清會典事例」（光緒十二年敕撰本）卷一〇二九「都察院・各道」を参照。
- (69) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷二一、順治二年十月乙酉條。この年に南直隸が平定され、朝廷の議定によつて、この地域を江南省と改めたことに伴う措置である。
- (70) 『欽定大清會典事例』卷一〇二九「都察院・各道」。
- (71) 『康熙會典』卷一四六「都察院」。
- (72) 『清史稿』卷一一五「職官二」、「欽定大清會典事例」卷一〇二九「都察院・各道」を参照。
- (73) 『欽定大清會典事例』卷一〇二九「都察院・各道」。
- (74) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷一二五、順治十六年閏三月辛酉朔條。
- (75) 『清史列傳』卷七九「劉漢儒傳」。
- (76) 『明史』卷七三「職官二」と蔡明倫「明代言官的群體特徵」（《湖北師範學院學報》（哲學社會科學版）二〇〇七年第六期）を参照。
- (77) 『康熙會典』卷三「吏部一・官制」を参照すれば、規定の漢軍缺8人、滿缺6人を合わせても全部で39人にしかない。しかし、この中の漢軍缺の定員8人がいつ規定されたかは不明である。
- (78) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷一四、順治二年二月丙辰條・卷一五、同四月丙子條・卷一六、同五月己亥條、同五月辛亥條・卷一七、同六月甲子條、同六月丙寅條・卷一九、同七月乙丑條・卷二一、同十一月戊寅條を参照。
- (79) 同書・卷二五、順治三年四月乙未條。

- (80) 同書・卷二五、順治三年三月乙卯條、同三月癸酉條、同四月辛卯條などを参照。
- (81) 同書・卷二七、順治三年七月丁未條。
- (82) 蘇樹蕃編『清朝御史題名録』（文海出版社、一九六七）の「國朝御史題名」一四五～一五〇頁を参照。この著書では、この15人について奉天人だと記しているが、漢軍かどうかについては明言していない。『文獻叢編』二十四年第二八輯（國立北平故宮博物院出版物發行所、一九三五）の「御屏京官職名冊」などを参照すれば、この15人が漢軍だったことがわかる。
- (83) この數字が『康熙會典』卷三「吏部一・官制」に記された漢軍の定員8人を超えたという事實に基づいて、漢軍定員に關する記録を修正する必要があるとされる。
- (84) 『欽定大清會典則例』卷三「吏部・官制」を参照。また、『欽定大清會典事例』卷一〇二二「都察院・各道」によれば、順治三年には滿洲御史は14人以上いたったようである。
- (85) 本表は『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷五四、六三、六四、九四、一一九、一二二、「清史列傳」卷七「上官鉉傳」及び前掲の「國朝御史題名」等を参照して作成した。
- (86) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷四八、順治七年四月壬子條。
- (87) 同書・卷五五、順治八年三月丁亥條。
- (88) 同書・卷五四、順治八年閏二月甲戌條。
- (89) 同書・卷六三、順治九年二月壬戌條・卷六四、同四月戊申條。
- (90) 『清康熙疏稿奏章五種』（全國圖書館文獻縮微複製中心、二〇一〇）第一冊「金之俊疏草」卷二「總憲疏草」、御史外差疏を参照。「今臣等細查原額、滿漢御史八十員、缺額甚多、未經補足。現任不滿五十員、除去留用二十員外、應止息者僅二十餘員。……」とある。龔鼎孳の奏疏（『奏明年例緣由疏』龔鼎孳公（鼎孳）奏疏（文海出版社、一九七六）三八五頁）によれば、この滿、漢御史の總數80人はそれぞれ漢軍缺、漢缺を指している。
- (91) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷五七、順治八年六月戊辰條・卷五九、同八月己酉條。
- (92) 同書・卷六四、順治九年四月己未條。
- (93) この17人の漢軍については、前掲「國朝御史題名」の順治三年の記載と同様、全て奉天人だと記されている。同様に、前掲『文獻叢編』二十四年第二八輯の「御屏京官職名冊」などを参照すれば、この17人が漢軍だったことがわかる。
- (94) 前掲金之俊疏を参照。
- (95) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷八九、順治十二年二月己未條。
- (96) 同書・卷九二、順治十二年六月甲寅朔條。
- (97) 同書・卷一〇五、順治十三年十二月甲午條。
- (98) 國立中央研究院歷史語言研究所編『明清史料』（上海商鞏印書館、一九三六）丙編第四冊、「都察院左都御史成克鞏題本」、順治十三年正月十九日。
- (99) 『大清世祖章（順治）皇帝實錄』卷一一九、順治十五年

七月戊午條。

(100) 同書・卷一二一、順治十五年十月丙寅條、乙酉條、己丑條等を参照。

(101) 前掲『國朝御史題名』一三九―一七四頁を参照。

(102) 『大清聖祖仁(康熙) 皇帝實錄』卷二、順治十八年五月壬子條。

(103) 表2の出典は『欽定臺規』卷九「憲綱一」である。

(104) 『欽定臺規』卷九「憲綱一」、『清史稿』卷一一五「職官二」を参照。

(105) 曹永祿前掲書・一一九頁を参照。

(106) 同書・三二〇―三二六頁を参照。

(107) 前掲「都察院左都御史成克鞏題本」を参照。

(108) 明末の言官の結黨に關する研究については曹永祿前掲書の第二編第四章と第五章を参照。

(109) 『大清世祖章(順治) 皇帝實錄』卷六、順治元年七月甲寅條。

(110) 『明清檔案』第二冊、A 2 119、「史料都給事中朱徽揭帖」、順治二年一月、B 六九七頁を参照。「近來、京堂は半數近く削減され……」とある。また、同書のB 七八五頁の「禮部揭帖」を参照すれば、國子監の官員も明の39人から14人に削減されたことが分かる。

(111) 羅冬陽「明亡教訓的清朝解題…論清前期的言路整飭」(『求是學刊』第三九卷第五期、二〇二二)。

(112) 榎木野宣「清代重要職官の研究」(風間書房、一九七五) 九二頁を参照。榎木野氏の統計によれば、順治年間、滿洲人の總督は一人もおらず、滿洲人の巡撫もわずかに一人だけであった。康熙の四大臣輔政期になって、滿洲人の總督がはじめて現れ、そして次第に増加していった。滿洲人の巡撫もこの時期に増加している。

(113) 『明史』卷七三「職官二」、張治安『明代監察制度研究』(臺北五南圖書出版有限公司、二〇〇〇) 一〇七頁を参照。

(114) 『大清聖祖仁(康熙) 皇帝實錄』卷二、順治十八年五月壬子條。

(115) 同書・卷二九、康熙八年五月庚申條。

(116) 同書・卷二九、康熙八年五月庚申條。

(117) 同書・卷二九、康熙八年五月戊午條。

(118) 明朝の科道官の集團的な行動に關する研究については曹永祿前掲書の第五章及び第二篇を参照。集團的な抗議は往々にして黨争に關わっていたが、黨争は明末の政局が腐敗した大きな要因であった。それゆえ、明朝を受け継いだ清朝の指導者は、官僚の集團的な行動に對しては非常に警戒していたと考えられる。

## SYSTEMATIZATION OF THE ORGANIZATION AND NUMBER OF EARLY QING SUPERVISING SECRETARIES AND CENSORS (科道)

XIANG Qiaofeng

From the perspective of official personnel from the Ming dynasty onward, Supervising Secretaries and Censors were the “pure and vital” posts that, along with the membership in the Hanlin Academy (翰林院) and the Ministry of Personnel (吏部), were the most important approaches for advancement to Senior Officials (京堂官), Minister of the Ministry of Personnel (吏部尙書) and Grand Secretary of the Grand Secretariat (內閣大學士).

Supervising Secretaries and Censors supervised the Six Ministries which were primarily responsible for administration, amending the imperial political system and restraining the emperor’s actions with their proposals, however, the pure and vital position was abolished at the start of the Shunzhi’s (順治) reign due to the dissatisfaction of the Qing emperor at being constrained. The direct measures taken were cutting back the number of Supervising Secretaries and Censors and adding Manchu members and thus increasing their Manchu character. By weakening the power of Remonstrance Officials (言官), the emperor prevented their collusion and strengthened Manchu imperial power.

As a result, Supervising Secretaries and Censors were reorganized, thus Chinese bureaucracy and politics were transformed remarkably during the period when the Ming Dynasty was being replaced with the Qing.

## THE DIPLOMATIC SYSTEM OF THE JIN DYNASTY AND THE EMBASSIES FROM KORYŎ : AN ATTEMPT AT THE RECONSTRUCTION OF THE ROUTE OF THE NEW YEAR’S EMBASSY FROM KORYŎ TO JIN IN 1204

TOYOSHIMA Yuka

In this article I examined the diplomatic embassies between Koryŏ Korea and the Jin dynasty with the purpose of revealing new aspects of the diplomatic system in Northeast Asia during the 12<sup>th</sup>-13<sup>th</sup> century. I paid special attention to docu-